

平成28年2月22日（月）（第1日）
開会 10時00分

○吉田議長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は16名で全員であります。

よって「平成28年第1回宗像地区事務組合議会定例会」は成立いたしましたので、ここに開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布をしているとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第78条の規定により、14番 永島議員、15番 樋村議員を指名いたします。

次に入ります。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日を含め2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認めます。

よって会期は本日を含め2日間と決定いたしました。

次に入ります。

日程第3「諸報告」に入ります。

小山組合長。

○小山組合長

おはようございます。

本日は、平成28年第1回宗像地区事務組合議会定例会を開催しましたところ、お忙しい中、議員の皆様には、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

定例会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本組合におきましては、第2次宗像地区事務組合行財政改革大綱により、安全で安定

的かつ効果的でスリムな経営を目指すとともに、関係市と緊密な連携を図りながら、合理的かつ効果的な組合運営を推進しているところであり、今後も引き続き、地域住民の信頼にこたえられるよう、職員一丸となって、各事業経営に邁進していきたいと考えております。

それでは、本日の議案を簡単にご説明申し上げます。

発議第 1 号は、「議会会議規則の一部改正」ですが、参考人等に関わる必要な事項を定めるため改正するものです。

第 3 号議案から第 7 号議案につきましては、主に行政不服審査法の全部改正に伴い、必要な条例の制定及び改正を行うものです。

第 8 号議案につきましては、人事院の勧告により一般職の職員の給与に関する条例を改正するものです。

第 9 号議案から第 11 号議案につきましては、学校教育法及び地方公務員法の改正に伴い、必要な事項を定める等のため、各条例の改正及び制定を行うものです。

第 12 号議案から第 14 号議案につきましては、主に北九州市への水道事業包括業務委託に伴い、関係条例を改正するものです。

第 15 号議案につきましては、年金制度一元化に伴う関係条例の改正です。

第 16 号議案につきましては、最近、新たな種類の火気設備等が流通してきたことを踏まえ、火災予防条例に追加改正するものです。

第 17 号議案から第 21 号議案につきましては、一般会計、急患センター事業特別会計、大島簡易水道事業特別会計、本木簡易水道事業特別会計及び水道事業会計、以上 5 会計の平成 27 年度補正予算案を提出しております。

第 22 号議案から第 26 号議案については、同じく 5 会計の平成 28 年度予算案を提出しております。

それでは、ここで平成 28 年度予算編成方針から、基本方針について申し上げます。

第 1 項目、「行財政改革の断行」 第 2 項目、「経常的経費の節減合理化」 第 3 項目、「投資的経費の重点化と計画的実施」 第 4 項目、「民間活力の積極的な導入」 第 5 項目、「関係市負担金増嵩の抑制」、以上 5 項目の基本方針に基づいて、全職員が現下の厳しい地方財政状況を十分に認識し、住民の安心安全への強い期待に応えられるよう、各種施策の質的向上と併せて引き続き行財政の簡素化、効率化を推進することを基調として予算編成を行っております。

続きまして、予算の総額でありますが、一般会計の歳入歳出予算の総額は、18 億 2,877 万 8,000 円、急患センター事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、2 億 4,876 万円、大島簡易水道事業特別会計の歳入歳出予算は、1 億 3,644 万 4,000 円、本木簡易水道事業特別会計の歳入歳出予算は、755 万 6,000 円となっており、水道事業会計の全体事業費としては、48 億 7,351 万 5,000 円となっております。

詳細につきましては、事務局長から議案の中で説明させますので、御審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

また、議員の皆さまにおかれましては、今後とも一層の御理解と御協力を願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。

○吉田議長

次に入ります。

日程第4「一般質問」を行います。

本、定例会における一般質問の通告議員は2名です。

なお、一般質問の制限時間は、答弁時間を含んで、1人あたり55分以内となっております。

1件ごとの質問回数については、制限はありません。

質問は、一問一答方式で行います。

また、質問は自席にてお願ひいたします。

最初に、3番 森田議員の質問を許します。

森田議員どうぞ。

○森田議員

皆さんおはようございます。

私は議席番号3番の森田卓也でございます。

よろしくお願ひいたします。

本日は、地域の実情、ニーズに即した消防体制の在り方について質問いたします。

まず質問に先立ち、常日頃から、宗像・福津市民15万人の安心安全のために、日々、厳しい業務の遂行に当たられています門脇消防長はじめ、消防職員の皆様に、心から感謝と敬意の意を表したいと思います。

本当にありがとうございます。

では、早速でございますが、質問に入ります。

本日は、本組合の消防事業の中の、特に救急体制の在り方や課題について、内容を絞って質問いたします。

消防庁は、東日本大震災の教訓及び消防を取り巻く環境の変化等を踏まえて、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」を平成26年10月に改正し、公示しました。

そこで、その改正を踏まえ、本組合においても地域の安心・安全の確保に向けて多様な消防需要に的確に対応できる消防力の充実が図られることを期待しております。

なかでも、救急需要に関しては、救急出動件数は近年増加傾向にあり、今後についても高齢化の進展等により増大する可能性が高いことから、それらに対応する救急体制の確立が求められています。

このため、宗像地区の実情、ニーズに即した救急体制の在り方及び課題について質問いたします。

1、この改正を受け、消防体制の総点検を実施した上で、必要な施設及び人員を適切に配置していく必要があると思うが、これまでの取り組みと明らかになった課題は何でしょうか。

2、改正後の「消防力の整備指針」に基づく国の基準は、救急車両 6 台、救急隊 6 隊となっていますが、宗像地区における実際の救急車両数と救急隊数は、救急車両 4 台、救急隊 4 隊となっており、国の基準を満たしていないと思いますが、問題はないのでしょうか。

3、宗像地区における救急出動件数及び救急搬送人員、現場到着平均時間の推移については、近年増加傾向にあるが、現状の課題をどのようにとらえているのでしょうか。

4、今後、宗像地区においても高齢化、独居老人の増加、観光客（外国人を含みます）の増加が見込まれ、新たなニーズに対応する訓練の実施や、救急隊 1 隊あたりの出動件数が増加するなど、市民の生命、身体を守る環境が一段と厳しくなっていくと考えられます。

これらに適切に対応するため、救急車の台数増設や救急隊の増設について検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上で 1 回目の質問を終わります。

○吉田議長

森田議員の質問に対し、執行部に答弁を求めます。

組合長。

○小山組合長

今回の御質問は、平成 26 年 10 月に「消防力の整備指針」の一部が改正されたことにより、当宗像地区における消防体制の現状と、今後の課題等についてのお尋ねと思います。

まず私からは、組合長として消防体制の在り方等についての考え方をお答えいたします。

ご承知のように、宗像地区の常備消防体制は、昭和 49 年に 4 町 1 村で一部事務組合を設置、昭和 50 年 4 月から実施を開始し、現在に至っています。

これまでの間、地域環境の変化や消防需要の変化に対応するため、消防署所の増設、消防職員、救急車等の消防力の増強など、議会をはじめ関係各位の御理解・御支援をいただきながら、消防体制の充実・強化に努めてまいりました。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の後も繰り返し発生する大規模な自然災害、また、複雑・多様化する各種災害、さらには、急速な高齢化に伴う救急需要の増加等により、消防行政を取り巻く環境、また市民のニーズは大きく変化しており、これら

各種災害に対応するために、消防体制の強化が求められているところであります。

のことから、当組合としても、御質問にあります「消防力の整備指針」のたびたびの改正等も踏まえながら、引き続き厳しい財政状況の中、より効率的・効果的な消防行政の推進を図り、引き続き、宗像地域の安心・安全の確保のために取り組んでまいる所存であります。

なお、今回御質問いただきました、各項目の内容については、消防部局からお答えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

はい、門脇消防長。

○門脇消防長

おはようございます、消防長の門脇でございます。

先ほどは森田議員の方から激励の言葉、本当にありがとうございました。

それでは私からは、今回御質問いただきました、四つの項目につきまして、一つずつ、お答えさせていただきたいと思います。

まず、最初の項目でございます。

今回、「消防力の整備指針」が平成 26 年の 10 月に改正され、これについてこれまでの取り組みと、また、明らかになった課題についての御質問でございます。

これにつきましてはまず初めに、「消防力の整備指針」のこれまでの制定改正経過につきまして、簡単に御説明させていただきたいと思います。

整備指針は、昭和 36 年に、当初、消防力の基準ということで制定され、これは、市町村が火災の予防・警戒等を行うため必要最小限度の施設及び人員を定めることを目的として制定されました。

その後、平成 12 年には全面的な見直しがなされまして、その位置付けも「必要最小限度の基準」から、市町村の実情により即した消防力の整備推進がなされるようにと「市町村が適正な規模の消防力を整備するにあたっての指針」ということに改められたものでございます。

その後も 2 回の改正の後、平成 26 年の 10 月に改正されたものでございます。

今回の改正につきましては、当消防本部につきましても、当該指針に基づき、宗像地区において必要となる消防力の見直し検討を行っております。

御質問の救急自動車に関する件につきましては、今回の改正により、基準 6 台 6 隊ということになっております。

これは宗像地区の現在の人口が 15 万 6000 人とした場合に、今回の改正により、人口 10 万人を超える市町村にあっては 5 台、プラス、10 万を超える人口について概ね 5 万ごとに 1 台、1 隊ということになりますので、合わせて 6 台、6 隊になります。

また、現有する宗像地区の救急車につきましては、先ほど森田議員がおっしゃられましたように4台、救急隊4隊で運用しております。

それと非常用として、この4台の車両の修理点検等に伴う代替措置といたしまして、非常用を1台配置しております。

課題という点につきましては、この後の御質問に対する回答の中で御説明させていただきます。

続いて2点目でございます。

2点目につきましては、この基準、救急車6台、救急隊6隊ということで、国の基準を満たしていないが問題はないのか、ということについてお答えさせていただきます。

この不足という点につきましては、あくまでも国の基準と宗像の台数を比較した場合は、おっしゃいますように、各2台、2隊、不足の状態であります。

このたびの改正により、宗像地区における救急需要が一度に大きく変化するという状況ではないと、私は考えておりますので、救急の現場活動に今すぐ影響を及ぼすことはないと考えております。

しかしながら、私どもといたしましても、このたびの指針の改正の趣旨を踏まえながら、引き続き、宗像地区における救急出動件数の将来推計等を含め、救急需要の増加等にも的確に対応してまいりたいと思っております。

続きまして3点目の救急出動件数等の近年の状況についてですが、これにつきましては、まず平成27年中の救急出動件数につきましては5,796件、搬送人員につきましては5,465人、前年平成26年と比較いたしましてそれぞれ41件、43人と増加しております。

過去5年間を見ましても、救急出動件数につきましては489件、救急搬送人員につきましては453人と、増加率はいずれもおよそ9%の増加で推移しております。

また、救急車が現場到着するまでの時間でございますが、これは119番通報が入った時点から、救急車が現場に着くまでの時間を平均時間といたしまして、平成27年中は8.1分でございます。

平成26年中は、国等の比較をしている中で御紹介させていただきましたが、宗像地区においては7.9分、それから全国平均では8.6分、福岡県で8.0分ということで、宗像地区は7.9分と、いずれも現在のところ早い状況であります。

平成27年中についてはまだ統計が出ておりませんので、比較につきましては平成26年中の数字を紹介させていただきました。

以上、宗像地区における救急需要について御説明させていただきましたが、今後は、当地区におきましても、高齢化の進展に伴う救急需要の増加が見込まれる中、救急車・救急隊の増強については、必ず、必要な時期が来るものと私も考えております。

引き続き、救急車の適正利用、応急手当ての普及啓発等にも積極的に取り組んでまい

りまして、救急救命士を含めた救急隊員の質の向上を図りながら、当面の救急需要に対応してまいりたいと思っております。

最後に 4 項目でございます。

それでは、これら救急車の台数の増設、救急隊の増隊について、どのように検討すべきか、ということについてお答えさせていただきます。

先ほどの項目で御説明させていただきました、今後宗像地区においても、救急出動件数等は年々増加することが推測されます。

現在、平成 27 年中で 5,796 件の救急件数に対しまして、救急車 4 台・救急隊 4 隊で対応しておりますので、1 台 1 隊あたりの対応数につきましては、約 1,450 件の救急需要に対応していることになります。

現在の救急業務の質を維持するためには、救急件数がおおむね 7,000 件を超える時期となる、遅くとも平成 37 年までには来ると思います。その時点での増強は必ず必要だと思っております。

また、その増強の時期については、救急出動件数だけではなくて、先ほど森田議員のお話にもありましたけども、現場到着時間の遅れも考慮する必要がございます。

また、救急隊 1 隊当たりの増強に当たっては、救急自動車の台数を増加するほか、救急隊員の増員も必要となつてまいります。

いずれにいたしましても、今後の地域環境、また人口動態、そして高齢化等の進捗状況を的確に捉えながら、市民のニーズに応えていく必要があると考えております。

のことからも、救急体制の増強を含め、消防力全般に早急に宗像地区における、中長期的な消防力の整備計画の策定にも、早速取り組んでまいりたいと考えております。

以上で 1 回目の質問に対するお答えといたします。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

はい、非常に丁寧な御説明ありがとうございました。

早速、組合長にお伺いしたいのですが、まずは現状、国の基準が救急隊 6 隊に対して、今、宗像地区の救急整備が 4 隊ということで、組合長としてどのように感じておられるか、率直な御意見を聞かせていただければと思います。

○吉田議長

小山組合長。

○小山組合長

消防長からも一部回答がありましたが、現状では、宗像地区の救急体制については、全国あるいは福岡県内でも上位の方だというふうに受けとめておりますので、現状は、多分市民のニーズ、要請に応えているのではないか、ただ、これがいつまでも続くという保証はないわけですから、できるだけ早い機会から、この救急体制の、さらに安定的な活動というものに着目して、取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

次に、救急隊の国の基準で 6 隊というふうに説明をいただきました。

確かにそのとおりなのですが、国の基準は人口当たりで基準を示していまして、宗像福津は 15.6 万人ということで、人口割でいくと 10 万人に対して 5 隊と、5 万人ごとに 1 隊ずつ足していくので、7 隊になると思うのです。

そして、その 7 隊から、地域の実情あるいは高齢者の状況、救急業務にかかる出動状況等を勘案して、宗像地区の場合はすでに 1 減じて 6 隊というふうになっているので、既に宗像地区の現状というのは考慮されているように思うのですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

ただいまの御質問について、お答えさせていただきます。

今、森田議員がおっしゃいましたように、国といたしましても 10 万人を超えた場合はおおむね 5 万人ごとに、ということで考えております。

そのような中で、本来の整備指針の主旨であります地域実情を鑑みたときに、宗像地区における救急発生状況につきましては、例えば一つの数字を示させていただきますが、1 万人当たりにどれだけ救急件数発生するかということで、県内の数字を押さえましたところ、常にそういう数字も見ているわけなのですが、宗像地区の 15 万 6,000 人に対しまして、これは平成 26 年中でございますので 5,755 件でございますが、1 万人当たりに 369 件の救急が発生しています。

県内で最も高い地域の消防は、1 万人当たりに 621 件でございます。

そうした場合に、ここで 200 件近くの差があるわけなのですが、宗像地区におきましては県下 25 本部の中で、下から 3 番目に少ない地域でもございます。

そのようなことから必ずしも国が示されたように、救急実情を考慮した場合でも現状におきましては、1を減じても差し支えない状況にあるという結果から、6台・6隊に、指針としては基準としてとらえておるものでございます。

以上でございます。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

はい、ありがとうございます。

それからもう一つ門脇消防長にお聞きしたいのですが、組合として消防体制を総点検した結果、現場としてどのような問題があるのか、具体的に何かありましたら教えていただけますか。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

お答えさせていただきます。

現状といたしましては、現在、救急隊4隊、救急車4台で運用して、非常用で運用しております1台につきましては、救急隊4隊が出払ったときに、すぐスタンバイ状況を作ります。

それが年間、今のところ平成27年中は54回程度で、実際その中で第5救急が出動したのは15回でございます。

ただし、4台につきましても、病院に到着して患者さんを先生にお渡しした後、すぐに次の出動体制をとらせる状況をとっております。

この中で、やはり救急隊等への負担も出てまいります。

そのようなことから、5台運用ができる時期といたしましては、1,450件から1,600件、そのころを目指に、早め早めに対応する必要があろうというふうに考えております。

以上でございます。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

分かりました、ありがとうございます。

予算の関係もありまして、すぐに救急隊の増設というのは難しいのかかもしれませんけれども、現状が厳しくなっているのは事実でございますから、現場の方々の努力にお任せするところはもちろんあります。

ただ、これは市民の生命にかかわることでございますので、一刻一秒を急ぐわけでございます。だから当面、救急隊を増やさずしてこれを維持するためには、具体的にどのような方策を今考えておられるのでしょうか。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

お答えさせていただきます。

先ほどは 5 隊目の非常用救急車の運用についてお答えさせていただきましたが、既に取り組んでおります状況といたしましては、救急隊が現場到着するまでに時間を要する場合は、消防隊を現場に先行出動させております。

この理由につきましては、消防隊の中におきましても、応急処置の学校研修で、救急隊員としての資格を有する者を乗車させておりますので、まずは現場に急行し、患者さんの応急手当に入り、救急車が来るまで適切な応急手当てを徹底するようにしております。年間 800 件程度がその内容になっております。

それともう 1 点は応急手当の普及啓発の中で、毎年 3,000 人弱を応急手当普及啓発しておりますので、これからも現場におられる市民の方々が、もし家族あるいは近くの人が倒れた場合の応急処置をいかにできるか、ということで宗像地区の消防といたしましては、市民の救命率の向上、バイスタンダーの実力の向上を最優先課題の一つとして取り組んでおります。

以上でございます。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

ありがとうございます。

その他に、救急車の適正利用の啓発なども考えられるかと思うのですが、救急搬送車の全国平均 49.9% が軽傷者ということもありまして、市民に対して不要な救急出動の啓発が必要かと思いますけども、その辺の取り組み、あと市内の状況、救急車の適正利用についてはどのような状況でしょうか。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

まず救急車の正しい適正利用につきましては、9月9日を中心に、救急の日ということで国が設定されて、その中で大型店舗等を含めて普及啓発等を、宗像保健所、関係機関等で実施しております。

特に宗像地区におきます、先ほど森田議員がおっしゃいました国の軽傷率は50%前後で推移しております。

宗像地区におきましては約30%、これはどういうことかと申しますと、いかに自分たちで対応されているかということで、タクシーワリとは申しませんが、軽いものについてはできるだけ自分たちで対応しているのではないかと推測しております。

そして、宗像地区の医療体制を考えたときに、一つは宗像地区内の3救急告示病院の存在、それと1番大きなものは、休日急患センターの運用の中で、平日夜間を取り入れたことについて、市民の方々が、自分たちで夜でも行けるのではないかということが、もう既に浸透している状況ではないかと思います。

その証拠といたしましては、救急車で行くと、早く、順番を待たずに診ていただけるのではないかという、マスコミ等々の話もありますけども、決してそういうことではないと思うのですが、やはり急患センターの宗像地区における平日夜間、これについても既に市民の皆様への理解と、また、ご協力がある上で、軽傷率の30%を推持しているのではないかと私的には分析しております。

以上でございます。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

それともう1点、転院搬送というのがあると思うのですが、病院間の移動に救急車を使われる方、それから先ほどありましたけども、地域医療支援病院が有する救急車、これを利用することによっても、負担の軽減ができるのではないかというふうに思っておりますけども、資料請求しておりませんので、概略がわかりましたらよろしくお願ひします。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

まず、転院状況でございますけども、平成 27 年中の転院、これは医療機関から医療機関へということで、これにつきましては、5,796 件中 602 件ということで推移しております。

これにつきましては、管内の一次病院から二次病院、医院から救急治療入院施設のある病院ということもあります、主なものといたしましては、管内から北九州あるいは福岡への二次病院から三次病院の方の、転院が 602 件ということになっております。

以上でございます。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

はい、わかりました。

最後に、新たなニーズに対応する訓練について少しお伺いしたいと思います。

先ほどの答弁で、救急需要についてはすぐに影響はないお答えいただいたのですが、今、宗像市、福津市は世界遺産登録を目指しております。

それで、イベントなどの特別な要因においても、この救急搬送の増加というのは考えられると思います。

具体的な例を申しますと、2013 年の伊勢神宮の式年遷宮の時には、前年 6,803 件から、7,550 件と、1 年間で、747 件増加している実例があります。

宗像市の場合は、人口 1 万人当たり 369 件で、1 番多いところでも 621 件というような答弁がありましたけれども、伊勢神宮の式年遷宮などでは、その年の 1 年間で 747 件増えているというデータがあります。

宗像地区も世界遺産登録当初は、この影響を少なからず受けると思いますけれども、外国人観光客を含め、来訪者が増えることへの実態というのは把握されてますでしょうか。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

その点についてお答えさせていただきます。

まず、大きなイベント、特に世界遺産登録された場合の集中的な行事に対する増は、当然、今、森田議員がおっしゃられたとおりと思っております。

例えば既に、宗像地区で実施されております、昨年の駅伝大会等につきましても、選

手の支援者等も大勢来られるわけですが、その場合においては、まず実施機関、それから私ども消防本部、関係機関が事前に体制をとって、準備できるものについては、事前準備体制をいかにとるかということで、実施しておりますので、そのことにつきましても、恒常的な世界遺産への来訪者については、通常の救急隊等で対応すべきだと思うのですが、今おっしゃいました式年遷宮等、大行事につきましては、その辺を含めた総合力で対応していく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

合わせて、多くの外国人が宗像市に訪れると思うのですが、外国人旅行者に対する救急業務のあり方についても、事前の準備が必要ではないかというふうに思っております。

具体的には、救急にかかる対策として、119 番入電時の多言語対応、それから救急現場での救急隊の多言語対応、それから医療機関での対応、それから簡単な会話やチャート、コミュニケーションボードみたいな絵を見て症状がわかるような、そういう準備なども今から検討すべきでありますし、隊員の皆さんの訓練など、多言語対応等の軽易な訓練というのは必要ではないかと思いますけれども、この点については、今いかがお考えでしょうか。

○吉田議長

門脇消防長。

○門脇消防長

まさしく、今おっしゃられたとおりでございます。

現状といたしましては、119 番が入った段階の多言語対応については、そういうセンターにすぐ介して対応できるような体制をとっております。

ただ現場につきましても、今、ボード的な簡単なものを用意いたしまして、まず症状的なもの、お腹が痛いとか、現場につきましては、相手の状況を見ながら、それこそ身振り手振りで対応できるようにはしております。

その中で、特に 119 番では電話の向こうですので、その点については多言語対応できるルートを介しまして対応しております。

今ちなみに、一指令員ではございますけども、英会話のできる職員も必要として、それだけではないのですが、そのことも含めて配置している状況でございます。

以上でございます。

○吉田議長

森田議員。

○森田議員

はい、ありがとうございました。

救急隊員の皆さんを取り巻く環境は非常に厳しいと思います。

そしてまた、新たなニーズもございますので、引き続きしっかりと頑張っていただきて、市民の皆様のために、頑張っていただきたいと思います。

最後に、組合長に要望ですが、やはり市民の生命・身体というのが第一でございます。

今、救急隊、消防隊の増設以外にできる対応について御説明いただいたのですが、これについてもしっかりと検討していただきて、これらの対策を講じてもなお十分でない場合につきましては、躊躇せずに、救急行政の予算、それから体制の拡充について、速やかに検討していただきますよう要望いたしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○吉田議長

これで森田議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩といたします。

再開は 10 時 50 分といたします。

《休憩》

○吉田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11 番 末吉議員の質問を許します。

末吉議員、どうぞ。

○末吉議員

11 番の末吉でございます。

本議会では水道事業包括業務委託について質問をしたいと思います。

まず質問に入る前に、当事務組合議会の当初予算の進め方、あるいは、一般質問のあり方について、基本的な苦言を呈したいと思うのですが、実はこの一般質問の締め切りが先週の月曜日、15 日の正午でございました。

予算書が私どもの手元に届いたのが翌日の 16 日、でございました。

当初予算議会で一般質問を行うという大きな目的は、予算審議の中ではやりとりでき

ない、行政運営の進め方、基本的な問題、こういった問題について、執行部と一般質問を通じて、議会の機能を発揮するということが大きな目的ではないかというふうには思っているのですが、私ども宗像市においてはそういうやり方を当然してきているところではあります。

そこで、これはまず要望なのですが、議会側、議長とも、今後協議されて、一般質問が中身のより濃いものにするためにも、議案の提出日と一般質問の通告日に、タイムラグを若干設けるということが必要だろう、というのが 1 点です。

もう 1 点は、当初予算の審査にもかかわらず、議案書の中には説明資料、これがやはり圧倒的に不足しているのではないかということを指摘したいと思います。

と申しますのは、今回取り上げた水道事業包括業務委託については、もう 2 年近く本議会でも論議をしてきました。

また、この包括業務委託のメリット・デメリットについても、数字を挙げ、具体的に事務局からも説明がされてきたところでございます。

本年 4 月からよいよ、包括業務委託がスタートするという時の最後の予算議会ではありませんか。

にもかかわらず、これまで議会に説明してきた課題についての比較表とか資料が予算書の説明資料として、一切入っていないということは、本議会の審議をどの程度、この議会側に大いにしていただこうという姿勢があるのか、というふうに疑問を持たざるを得ません。

こういう点では、かつて、集中管理パネルの更新のときに、約 10 億円の予算を当初予算で計上して、それに対する予算説明文書が一切ないまま、予算審議に入った経緯があります。

そのときは、議長の方で休憩に落とし、必要な資料を提出させるということから審議が始まりました。

そういう今までの経緯もありますので、当議会での予算議会が、より活発になるような立場で、さまざまな資料や説明文書を作成し、議員に明らかにするということを求めたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

先ほども要望の中で述べましたけども、この水道事業委託にかかる 4 条予算を除く経費ですが、昨年、水道事業の北九州市上下水道局への包括委託の効果・メリットということで、資料を事務局の方で作っていただきまして、それぞれの効果について説明を受けたところあります。

そこで、以前議会に説明していただいた、これに対応をして、今回いよいよ 4 月から包括委託が実施される上で、実際にはこれまで想定してきたものとどう違うのかというその変化、あるいは、当初想定したものよりもより効果がある、あるいは、当初予定したもののは実現できないといったような問題が多々あると思うのですが、これについての

説明をお願いできたらと思います。

2点目は、今回、水道事業を北九州市に包括委託するという最大の理由が、当事務組合における水道事業で、水道事業従事者が次々と退職していって、技術的な継承ができないなくなるということが最大の理由でございました。

そこで、この技術の継承について、4点にわたりお聞きしたいというふうに思います。

今回、北九州市に包括委託を行うことによって、どの部分で技術の継承をはかっているというふうにされているのか、これまで、私ども議会側に説明されてきたことと重複する部分もあるかと思いますが、この点についてお聞きしたいと思います。

2点目は、それはどういう形の技術者を育成、あるいは継承しようとしているのか、それはプロパー職員か、市派遣職員なのかということでございます。

これまで、事務局から包括委託の特徴について、随分と説明していただきました。

その中のデメリットの項目がたまたま私の目に入ったのですが、北九州市の水道技術について、委託することによって、技術的な不安を解消する。

しかしその技術については、当事務組合には蓄積されないという項目が、分析されていてことを思い出して、委託することによって、技術の継承を図る上で、当事務組合の具体的な、技術者での蓄積がはかれると思っているのかということ2点目です。

それから、特に、代替執行業務の委託部門、これは4条関係の業務が大半を占めるわけですが、この部門では、具体的にどこの部署に技術者を養成し、あるいは技術的な継承をはかっていけると考えているのか、ということをお聞きしたいと思います。

それから、今回水道事業包括業務委託をすることのメリットとして、派遣職員が大きく削減することができると、両市の定数削減によって10人程度は削減できるというふうに、これまで説明されてきているわけですが、派遣職員の今後の計画と見通しについて、お聞きしたいと思います。

大きな3点目は、議会のチェック機能についてであります。

先日の臨時議会の中で、委託に関わる水道事業にかかる事務の代替執行に関する規約実施細則について説明を受けました。

この中の第13条に、組合の議会は北九州市に対し、代替執行事務の処理状況について、審査または調査を行うことができるというふうに明記をされているところがあります。

これは地方自治法にも基づいて、こういう表現の仕方を当然されているわけでございますが、そこで本議会の機能として、チェック機能が当然あると同時に、予算の修正権限も当然存在するわけですね。

そこで、この予算修正の場合、どういうプロセスで行えるのか、それは特に包括委託業務で、他自治体との委託契約というものが間に存在する中で、予算修正というのがどういうプロセスで行えるか、というのが1点目。

2 点目として、議会調査権としての資料要求がどのような形で実現されるのか。これは一般的には、それぞれの議会は、その議会に対応する執行部に対して調査権、いわゆる資料要求等をすることができますようになっています。

ただこれは第三者委託、北九州市に包括業務委託をするわけですから、この北九州市も行政主体なわけです。そこで、議会としての調査権、先ほど 13 条には、議会には北九州市に対して調査する権限を有するというふうに書いてあるということは、この本議会の議長名で北九州市に対して資料要求等の権限が存在するというふうにみなすのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○吉田議長

末吉議員の質問に対し、執行部に答弁を求めます。

小山組合長。

○小山組合長

まず大きな問題が 3 点ございまして、その 1 点目は、水道事業包括業務委託にかかる、4 条予算を除く経費の比較は、以前、組合が説明したものと、どのように違うのか、変化しているのか、という御質問でございます。

一昨年、8 月 21 日の全員協議会で、平成 24 年度の決算額を基に算定いたしました委託による効果額の説明をいたしておりましたが、その際に申し上げました概算の効果額は、全体で 2,300 万円でございました。

今回、包括委託予算として計上さしていただいているものをベースに効果額の算定をいたしますと、算定の方法は、委託しなかった場合に必要となる予算を算出し、委託予算との比較増減により算出いたしました。

その結果を説明いたします。

前回の削減内容としましては、人件費が 1,700 万円、支給材方式による効果額が 6,900 万円、薬品の共同購入や修繕工事のセット単価などで 1,300 万円が削減部分でございまして、これを合わせると 9,900 万円の削減額となっていました。

これに、委託により新たに発生する諸経費 7,600 万円が増額となりまして、全体の削減効果額は 2,300 万円でございました。

今回の予算における削減額は、人件費が 1,000 万円、支給材効果が前回と同額の 6,900 万円、薬品の共同購入などで 1,700 万円となりまして、これを合わせますと 9,600 万円となります。

また、諸経費など新たに発生する経費は、8,500 万円でございます。

ここで前回にはなかった新たな要因が 1 件ございます。

今回の委託料における消費税の取り扱いにつきましては、昨年 8 月 26 日の全員協議会で説明申し上げましたところですが、この消費税につきましては、これまで、外部委

託していたものの消費税は変わりませんが、北九州市の人事費など新たに発生する直接経費には、新たに8%の消費税が課税されます。

この額が1,100万円程度になりまして、この取り扱いにつきましては、本年度までは、水道料金に課税された消費税を税務署に収めておりましたが、新年度からは、委託料に乗せて払いますので、水道料金の消費税から差し引いて納めることになります。

つまり、事務組合が負担する消費税額としては変わりません。

このように、人事費にかかる1,100万円の消費税は、委託により新たに発生したものではなく、もともと負担していた消費税が転化したものでありますので、委託料から差し引くこととします。

こういった整理をいたしました平成28年度予算における包括委託料のトータルの効果額は、2,200万円を見込んでおります。

次に大きな2番目として、「技術の継承について」がございました。

「どの部門での技術の継承を図るのか」という、ご質問でありますが、技術の継承を図る部署としては、主に、現在の施設課の業務であります。

施設課は、水道技術を要する業務全般を担っています。

委託している業務の進捗状況把握、施設の更新計画等、管理監督の立場から水道技術の継承を図っていくことになります。

事務組合は水道事業を経営しながら、その業務を管理していく立場となり、水道事業実施計画、水利権、国、県、地元にかかる申請及び協議等を主体的に事務組合が行うことになります。

これらの業務に係る技術を継承していかなければなりません。

後ほど、事務局設置条例の一部改正の中で、説明させていただきますが、今回の水道事業を包括業務委託に伴い、平成28年度から、現在の施設課と営業課を統合し、「経営施設課」に名称変更する予定です。

新年度からはこの「経営施設課」が水道事業に関する業務を行うことになります。

それはどういう形の技術者かというご質問でございましたが、平成19年4月に、四つの一部事務組合が統合され、宗像地区事務組合が発足しております。

その統合に向けた協議の中で、両市の行財政改革を推進していく上で、プロパー職員の採用は行わないとの方針が決定されたことについては、平成26年8月開催の議会全員協議会で説明してきたとおりであります。

包括委託後の平成28年度は、プロパー職員2人と両市の派遣職員、再任用職員の構成で行います。

今後は、派遣職員を中心に運営していくことになります。

技術者の確保については、平成21年度までは両市に水道課があり、水道行政は、市において行われていたことから、水道経験者がいましたが、職員の退職等により、水道経験職員を確保することは非常に困難な状況であります。

派遣された初年度は、委託先の北九州市が開催する技術的な研修、日本水道協会及び厚生労働省等の専門研修、職場におけるOJTによる知識や技能の習得を中心に行い、技術の継承を図っていきたいと考えています。

それから、代替執行業務委託部門では具体的にどこの部署かというご質問でございます。

代替執行業務は、主に、現在の施設課及び営業課の業務となります。

代替執行業務の委託内容は、「事務の代替執行に関する規約」及び「事務の代替執行の実施細則」でもご説明してきましたが、給水に関する業務、水道料金、手数料等に関する業務、水道施設の建設改良工事に関する業務、許認可、補助金、経理の補助、開発行為関係、浄水場汚泥処理等々の業務があります。

先ほども申し上げましたが、平成28年度から二つの課が統合し、「経営施設課」となる予定です。

それから、両市(宗像・福津)からの派遣職員の計画と今後の見通しはというお尋ねでございます。

平成22年水道事業統合時、職員総数35人から、上下水道料金徴収業務等、外部委託の実施に伴い、段階的に職員を削減してきた結果、本年度24人となりました。

そのうち、派遣職員は、宗像市12人、福津市8人、計20人であります。

水道事業包括業務委託開始の平成28年度 派遣職員は、宗像市7人、福津市5人、合計12人の派遣で、8人削減いたします。

平成29年度派遣職員は、宗像市7人、福津市4人、計11人で、1人削減します。

その後は、11人の派遣職員を基本に継続していくこととなる予定であります。

大きな3番目で、議会のチェック機能についての御質問がございました。

まず、予算修正の場合、どういうプロセスを行えるのかについてお答えいたします。

水道事業包括業務委託に要する経費については、水道法の第三者委託と地方自治法の事務の代替執行のいずれも本組合の予算に計上します。

また、その手続はこれまでと同様に、予算案を議会に提出し、議会の議決を得ることが必要になります。

したがいまして、予算の修正に関するプロセスもこれまでと同様であり、地方自治法や宗像地区事務組合議会会議規則などの関係規定に基づき、議会は、組合長が提出した予算案を増額して修正することも、減額して修正することもいずれも可能であります。

次の、議会調査権としての資料要求がどのような形で実現されるのかという御質問にお答えいたします。

水道法の第三者委託については、第三者委託を行う場合であっても、水道事業を経営する水道事業者である本組合には、水道法上の水道事業者としての責任や、給水契約に基づく需要者に対する責任を負っていること。

また、地方自治法の事務の代替執行については、権限と責任が本組合に残ること。

このようなことから、水道事業包括業務委託全体として、引き続き、本組合の事務であることから、議会調査権の範囲であり、議会として地方自治法や宗像地区事務組合議会会議規則などの関係規定に基づき、必要な調査を行うことができます。

また、議員個人としても、これまでと同様に資料要求は可能であり、要求があったものについては、本組合として資料を提出してまいります。

その際には、必要に応じて、本組合が北九州市に問い合わせを行い、資料を収集するなどした上で、本組合として資料を提出いたします。

以上でございます。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

組合長、丁寧な答弁をありがとうございました。

まず 1 点目の話ですけども、これまで説明されてきたトータルの削減額が 2,300 万円。

これが 2,200 万円の削減効果と、その差が 100 万円程度に抑えられているわけですが、その中で、先ほど説明された全体の効果で、人件費についてはこれまで、再任用などによる効果で約 1,700 万円という御説明であったと思いますが、今回の当初予算を見ますと、当事務組合職員の派遣職員分を含めて計上されているのが約 12 名分だと思います。水道事業運営に関して。

先ほど組合長の説明では、これが削減効果としては 2,000 万円を超えていましたよね。その数字的な裏づけはどのようにになっているのかなと。

これは 1,700 万円の効果を約 10 人程度の職員削減によって発生するというふうにうたってあるのですが、実際の職員の軽減の状況と比較してみて、2,000 万円という効果がどのようにあらわれてくるのかということをまずお聞きしたいと思います。

○吉田議長

暫時休憩といたします。

再開は追ってお知らせします。

《休憩》

○吉田議長

休憩時に引き続き、会議を開きます。

11 番 末吉議員、再度、詳しく質問をお願いいたしたいと思います。

○末吉議員

質問は非常に単純に聞いたのですよ。

前に議会で私どもが受けた説明上では、例えば、派遣職員の削減は両市で派遣する職員の定数を削減すると。

これは 10 人程度を削減するのですよということで、人件費について、それと、再任用等を活用することによって、1,700 万円の削減効果がありますという説明を、組合長も先ほど冒頭説明されましたから、その削減効果を上回る削減額を先ほど言わされたから、では今まで宗像から 12 名、福津から 8 名、合計 20 名の派遣職員をしていたものが、今回は 12 名ですよね。これについては 8 名の削減ではないですか。

10 名に比べると削減したのは 2 名少ないので、削減効果は 1700 万円よりも多くメリットがありますよという御説明をされたので、具体的にはどういう削減効果なのでしょうか、というふうにお聞きしたのです。

○吉田議長

永尾参事。

○永尾参事

総務課参事の永尾と申します。

ご質問の主旨に合っているかどうか分かりませんが、一応、派遣職員の全体職員数としましては、一般会計職員も入れたところの 10 名削減しております。

派遣職員は一般会計分と、水道会計分の職員がいるのですが、全体で総数から 10 名削減しております。

今のこの費用の効果を出している部分につきましては、水道会計分で見ました派遣職員、プロパー職員、再任用職員、臨時職員、嘱託職員、全部を比較したところの削減効果を入れております。

全体の職員数に対しましては後ほどまた調べてお伝えしたいのですが、再度申し上げますけども、派遣職員とプロパー職員、臨時職員、嘱託職員、再任職員、すべての水道会計に係る職員の総数に対する削減効果額を出しております。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

次長の安部でございます。

補足をさせていただきます。

先ほどご質問がありました効果額が、前回は 1,700 万円、人件費分ということで、今

回 2,000 万円というふうに言わましたが、今回、人件費分だけで 1,000 万円の削減効果になります。

そこを確認したいと思います。

内容をもう一度申し上げますと、前回人件費が 1,700 万円でございましたが、今回人件費分は 1,000 万円です。

それから、支給材効果は 6,900 万円、前回・今回同額の 6,900 万円です。

セット単価等で 1,300 万円でございましたものが、1,700 万円の効果ということで、トータルが、9,900 万円と 9,600 万円となります。

新たに発生します諸経費を含めて、前回、2300 万円削減できるということで説明申し上げましたところが、今回 2,200 万円削減できます、ほぼ 100 万ちょっとの違いはございますけども、その程度の削減はできるというふうに算定をいたしております。

以上です。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

では、小山組合長が最初言われたことは私の聞き間違いですかね。

人件費はそういうことで、説明どおりとしましょう。

その中で、包括業務委託の経費、北九州市に支払う、これは当初説明では 7,600 万円だったものが、9,600 万円というように変更になっていますが、この変更の大きな理由は何でしょうか。

2,000 万も差があって、比率からいうと 20% 超える金額なのですが、説明をお願いします。

○吉田議長

はい、占部課長。

○占部営業課長

先ほど組合長が 9,600 万円と申しましたのは削減額でございまして、今回の諸経費は約 8,000 万円であります。

○末吉議員

議長、わかりました。私の聞き違い、削減効果が 9,600 万円ですね。

○吉田議長

いいですか。

○末吉議員

はい、いいです。

次に行きます。

大きな2点目の技術の継承についてお聞きします。

御答弁があったのは、どの部門で技術の継承を図るのかと。

今回の包括委託の最大の目的が、技術的な継承がもうできなくなるという危機感からこの包括業務委託が行われるということあります。

先ほどの御答弁では、それは施設課、経営施設課というふうに体制を変えられるようでございますけども、施設課の技術の継承を図るということですね。

包括委託しても、権限と責任は当事務組合にありますから、事故あるいはいろんな問題が生じたときには、事務組合の責任を追及されるわけですね。

そうすると、例えば、施設建設に置いても、設計文書が上がってくる、それを承認して、契約文書を作る。そして契約事務を行う。あるいは、設計変更が上がってきた場合には、その設計変更が妥当なものかどうかというチェック等も経営施設課で多分行うのだろうと思います。

委託するのではなくて、責任の所在においてチェックし、それを確認していくという手続になっていくんだろうと思うのですが、経営施設課の職員の技術の継承を現実的に図っていこうとすれば、技術的な問題が、設計文書にしても、設計変更の問題にしても、これが良いか悪いか、あるいはそれが妥当かどうか、どこに問題があるのか、というチェックをし、技術的な承認を下すのに、職員として、先ほど組合長は北九州市水道局が行う研修や、日本水道協会が行う研修等で、技術研修するという御答弁だったのですが、私は、これまで市の職員とも随分いろんな水道事業あるいは下水道事業にかかわっている職員と話す中で、職員がそういう業務をチェックし担当するとします。

そうすると、現場がわかってない、現場の施工状況、施工の仕方、現場がわかってない職員はまずできないと思うのです。そういう技術が蓄積されていないとそれはもう不可能だ、という話は、大概の職員がします。

それは、両正副組合長も、両市の担当職員と話されても同じような会話になると思います。

そこでお聞きしたいのは、先々この経営施設課の技術継承をするということでありまでも、実際の施設建設、これは北九州市に委託してしまうわけですね。

現場監督、現場の管理そのものも北九州市に行くわけですよ。

そうしたときに、現場経験を積んだ技術者の継承や育成がどのようにできるのか。この点について御答弁お願いします。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

先ほど組合長から答弁申し上げました内容的なものになりますけども、今後、平成 28 年度からは経営施設課ということに変わる予定でございまして、そこに担当者 3 名ほどが、そういった技術の部門に当たることになる予定でございます。

基本的にはその 3 名が、派遣職員で賄っていくということでございまして、両市 1 人あるいは 2 人の派遣職員が来るわけでございますけども、一応、派遣の期間が 3 年間を基本として行っております。その 3 人が 3 年間、年数をずらしながらずっと回していくことになると思います。

基本的には 1 年目にいろんな技術、能力の育成を図っていきながら、業務の中でもいろいろと経験しながら、また現場もいろいろかかわりながらやっていくことになると思います。それで、そういった技術能力の継承をするということでございます。

現在も施設課の職員 10 数名おりますけども、もう今、ほとんどの職員が派遣になつておりまして、3 年間の派遣期間のうちに、きっとそういう能力も身について、実際に現場をまわしております。

ほとんど 1 年で、もう独り立ちと言いますか、きちんと管理等をできるように現実なっておりますので、そういったところは今までと変わりなく、技術の継承は派遣職員ができる部分ではないかというふうに思っています。

以上です。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

私の質問は、今、両市から派遣されている職員が、私は若い職員を何人も知っていますけど、今の時点では、現場にかかわっているわけです。

だから、1 年目 2 年目で現場の経験を踏んで技術的な継承、蓄積ができているわけですよ、今年度までは。

でも平成 28 年 4 月からは北九州市にそれが行くわけでしょう。派遣されてくる職員は現場を経験できないですよ。だから、現場を経験した技術職員というのをどう継承、育成していくのか、というふうに質問しているのですよ。

今年 4 月からは状況が変わるでしょう。それはどういう対応をするつもりですか。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

現場に全く携わらないということではなかろうかと思います。

やはり現場にもある程度かかわり、工事の状況を見ながらということで、今まで施設課では、設計あるいは現場管理等も、ずっと職員が行ってきておりますが、その部分を技術力がある北九州市にお任せするわけですから、それはそれで現場の方は進んでいくことになろうと思います。

3人で携わるという業務につきましては、水道業務、日々設計するとかそういったことがなくなりますので、管理・監督に十分に従事できる時間ができるというふうに思いますので、現場の方でまたいろいろ学んでいくことも含めて、技術の継承をしていくと、現場に全くかかわることはないということではなくて、かかわりながらやっていくということも中には出てくると思います。そういった状況になると思います。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

議長、ちょっと噛み合ってないですね。

今年度までは少なくとも施設課の職員が設計も含めて、現場を体験しながら、それが技術的なものとして蓄積されてきたわけですよ。それが北九州市に委託することによって、直接タッチしないわけですから、そういう機会が、いわゆる研修というものでしか担保できなくなるのですよと。

正副組合長にそういう意味で、私、4点目に今後の派遣職員の計画と見通しはと敢えて聞いたのは、両市がまだ水道事業を持っていた時代の水道技術を持つ職員が、まだあと10年は何とか、技術職員もいるのですよ。この前資料を出してもらいましたけど。そういう職員を中心に、例えば、派遣していくだとか、あるいは若手だったら丸々、北九州市、技術力のあるところに市の職員を1年間派遣して現場を積ませるとか、そういう具体的なやり方をしないと、今回包括委託で北九州市に委託しました。そして技術部門、経営施設課に派遣職員が派遣されても、水道事業関係に全く関与していなかった職員が来ても、技術的な継承は蓄積できませんよ。これははっきり言えます。

その問題をどうするのかと質問をしているのに、いや、空いた時間がありますから現場も経験できますよと。そんな、役所の業務というのは、そんな片手間の問題ではないですよ。その点については、根本的にもっと検討する必要があるということを私は指摘しておきたいと思います。

次にいきます。

議会のチェック機能ですが、組合長の方から明確に説明をしていただきました。

本議会として、本事務組合の執行部に対しても、あるいは包括委託をしている北九州市に対しても、きちんと議会として、資料要求等の権限が地方自治法に基づいてあるのだということで、私どもはおおいに、議會議員として権限を活用していきたいというふうに思います。

それで時間も 1 柄になりましたけども、最後にお聞きしたいのは、包括委託業務が北九州市に行くということで、今日もたくさん来られていますけども、両市内の管工事関係の方々が、仕事が減ってくるのではないかという心配を当初されていました。

それで昨年、北九州市との間の覚書が交わされて、これは協議録ですか、平成 26 年 11 月 7 日付けで協議した文書が、昨年説明されました。

一昨年の協議内容なのですが、それは、業者選定については宗像地区の業者育成を図ることを基本とし、大口径や特殊工事と従来宗像地区外の業者を選定した工事は、北九州市内の業者を選定することを基本とする。

業者選定の方法としては、北九州市内と宗像地区の業者が混合しないように、それぞれの地区の業者のみで指名することを基本とすると申し合わせ。しかし宗像地区の業者のみで指名業者数に達しない場合は、北九州市内の業者との混合指名を基本とする。しかも、この選定のやり方については 3 年を目途に見直すというこれまでの協議の合意が図れましたという説明を私ども受けました。

そこで最後に質問したいのですが、今回、包括委託によって北九州市の業者に仕事の指名がされるという事実の中で、仮に、私が北九州市の業者とします。

そうすると、一定割合で宗像と北九州市の業者に、発注割合を考えているわけです。事務組合としては合意しているわけです。

私が北九州市の業者だったら、宗像市に支店、あるいは営業所を開設して、宗像地区の地場業者だというふうにして、北九州市では北九州市の枠にも入り、宗像地区の指名の枠の中にも入ろうとする。このことは当然、受注件数を増やそうと思えばそういう考え方になる可能性があるだろうなというふうに思うわけですが、そこで確認したいのは、この包括委託業務をスタートする平成 28 年 4 月以降に、北九州市内の業者が宗像地区に営業所及び支店を開設しても、地元業者とみなすのか、みなさないのか。

この確認を、この覚書をきちんと履行するという意味からしても、きちんと確約を取っておく必要があるのではないかというふうに思うのですが、どのように対応されるのでしょうか。

○花田事務局長

議長。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

その御質問につきましては、前回の勉強会等でもお答えさせていただいておりましたが、宗像地区に本社・本店を置くものという形の業者を従来どおり、地場業者という考え方のもと、発注させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

それは当然ですね。

平成28年4月以降、民法上はどこに支店・営業所を置こうとも、それは阻止できないわけですから、それは自由ですよね。商法上もね。そういう業者を地場業者とみなさないというふうに、事務組合としてきちんとした方針を確立できますか。

そのことだけお聞きしたいと思います。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

繰り返になりますが、宗像地区に本店・本社を置く事業者を従来の地場業者という認識のもと、発注させていただきたいと思っております。

○吉田議長

末吉議員。

○末吉議員

分かりました。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○吉田議長

これで、末吉議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後 1 時といたします。

《休憩》

○吉田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5 発議第 1 号「宗像地区事務組合議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

樋村議員、どうぞ。

○樋村議員

はい、発議第 1 号の提案理由を読み上げたのちに御説明申し上げます。

発議第 1 号「宗像地区事務組合議会会議規則の一部を改正する規則について」上記の議案を次のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 22 日

提出者 宗像地区事務組合議会副議長 樋村公彦

賛成者 宗像地区事務組合議会議員 花田鷹人

賛成者 宗像地区事務組合議会議員 永島直行

提案理由、公聴会及び参考人に係る必要な事項並びに出産による欠席について定めるため、宗像地区事務組合議会会議規則の一部を改正する必要があるので、議案を提出するものである。

それでは、新旧対照表を使って御説明いたしますので、1 の 3 ページをごらんください。

まず、目次を改正します。

第 8 節のあと第 9 節を

「公聴会及び参考人（第 75 条から第 81 条）」とし、

「第 9 節 会議録 第 75 条から第 78 条」を、

「第 10 節 会議録 第 82 条から第 85 条」とし、

「第 10 節 議員の派遣 第 79 条」を、

「第 11 節 議員の派遣 第 86 条」に改正します。

以下、条文を 7 条ずつ繰り下げる、最後の第 101 条が第 108 条となります。

内容についてですが、1 の 4 ページをご覧ください。

まず、第 2 条に「第 2 項」を加え、欠席理由に「出産」を追加しています。

これまで出産による欠席の場合、事故扱いによることとなっていましたが、議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、今回新たに「出産」を欠席

理由に追加するものです。

次に「第 9 節 公聴会及び参考人」の節を追加し、平成 28 年度から、水道事業の包括業務委託を行うに当たり、規則を整備するものです。

「公聴会開催の手続き、意見を述べようとする者の申出、公述人の決定、公述人の発言、議員と公述人の質疑、代理人または文書による意見の陳述、参考人」の項目を加えるものです。

施行日は平成 28 年 4 月 1 日としています。

以上で説明を終わります。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようでしたら、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより発議第 1 号について採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 第 3 号議案「宗像地区事務組合行政不服審査会条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第 3 号議案を説明させていただきます。

第 3 号議案「宗像地区事務組合行政不服審査会条例の制定について」

上記の条例案を次のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 22 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由、行政不服審査法の施行に伴い、宗像地区事務組合行政不服審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める必要があるので、条例案を提出するものである。

今回の条例制定につきましては、行政不服審査法が全面的に改正され、平成 28 年 4 月から施行されることに伴いまして、行政不服審査法第 81 条第 1 項の規定に基づきまして、裁決の判断の妥当性をチェックするための第三者機関である宗像地区事務組合行政不服審査会の設置に関し、必要な事項を定めるものでございます。

それでは、宗像地区事務組合行政不服審査会条例の説明をさせていただきます。

第 1 条でございます第 1 条は趣旨をうたっております。

第 2 条は名称をあらわしておりますと、宗像地区事務組合行政不服審査会とし、常設の付属機関として設置するものでございます。

第 3 条、審査会の組織をうたっておりますと、委員 5 人以内をもって組織するというものです。

第 4 条につきましては、審査会の委員の任期及び服務で、委員の任期は 2 年とし、守秘義務を規定しております。

一つ飛びまして、第 6 条でございます。

第 6 条は、審査会の運営方法をあらわしておりますと、会議は委員の過半数の出席が必要なこと、議事は出席委員の過半数をもって決するなどを規定しております。

附則の 1 につきましては、施行日を平成 28 年 4 月 1 日とするものでございます。

附則の 2 でございます。

附則 2 では、現在、宗像地区事務組合情報公開・個人情報保護制度運営審議会がございますが、その委員さんに、本審査会委員もお願いしたいと考えておりますことから、情報公開・個人情報保護制度運営審議会の委員さんの任期に合わせまして、附則 2 でうたっております。

これをもちまして、第 3 号議案 宗像地区事務組合行政不服審査法条例の制定に係る説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより、第 3 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 第4号議案「宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第4号議案を説明させていただきます。

第4号議案「宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。

平成28年2月22日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由、行政不服審査法の施行に伴い、審査請求に関する手数料について定める必要があるので、条例案を提出するものである。

今回の宗像地区事務組合手数料条例の一部改正につきましては、行政不服審査法の規定により、審査請求に係る書類の写しの交付が認められこととなるため、交付に係る手数料に関して必要な事項を定めるものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。

3の3ページをお願いいたします。

第5条 免除でございます。

本文ただし書きの「ただし、第1号の規定は、別表第3に定める手数料に限り適用する。」という文面につきましては、別表第3が火災、風水害等の被災証明等について定めたもので、次に掲げます1号に定めます、災害により被災した者からの申請があった場合には、手数料の免除を行うというものでございます。

また、2号、3号、4号に定めます者からの請求につきましては、別表4に掲げます手数料については、免除するというものでございます。

以上、簡単ではございますが、これをもちまして、第4号議案 宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する条例にかかる説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第4号議案について、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 第5号議案「行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは第5号議案を説明させていただきます。

第5号議案「行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」上記の条例案を次のとおり提出する。

平成28年2月22日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由、行政不服審査法等の施行に伴い、関係条例を整備する必要があるので、条例案を提出するものである。

今回の条例制定につきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして、宗像地区事務組合情報公開条例、宗像地区事務組合個人情報保護条例、宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例、以上、三つの条例につきまして、公開決定等、開示決定等に関する不服申立て制度を、行政不服審査法の改正の趣旨を踏まえまして、改正させていただくものでございます。

今回の行政不服審査法の改正におきまして、現行の不服審査制度と大きく異なる点は、不服申立て手続を審査請求に一元化すること、審理員を置くこと及び行政不服審査会を設置すること、審査請求をすることができる期間を3カ月に延長することが主な概要となっております。

また、審査請求の手続きは、審理員による審理を尽くした後に、行政不服審査会に諮問し、その答申を受けて、審査長が、裁決を行うこととされております。

それでは4-5ページ、新旧対照表をお願いいたします。

宗像地区事務組合情報公開条例の新旧対照表でございます。

第 7 条 第 3 号につきましては、不服申立て手続きを、審査請求に一元したことにより、改正を行うものでございます。

「不服申立て」を「審査請求」へ、また「決定又は裁決」を「裁決」とするなど、用語の整理を行うものでございまして、他の条文につきましても、同様の改正を行うものでございます。

第 11 条でございます。

第 11 条 第 2 項 第 5 号 ア につきましては、独立行政法人通則法の改正によりまして、第 2 条に定めます定義が、項の追加、改正されたことによるものでございます。

次の 4 - 6 ページをお願いいたします。

第 15 条につきましては、第 2 項の 2 行目現行の「次条第 4 項及び第 5 項」を、改正案では、「次条第 5 項及び第 7 項」とするもので、これは、第 16 条に新たに第 4 項、第 6 項を追加することによります改正でございます。

めくっていただきまして、4-7 ページをお願いいたします。

16 条第 2 項につきましては、行政不服審査法第 18 条に基づき、審査請求期間が 60 日から 3 カ月に延長されたことに伴いまして、改正をさせていただくものでございます。

第 16 条第 4 項につきましては、新たに加える項でございまして、条例に基づく処分について、特別の定めがある場合には、審理員を置くことを定めた行政不服審査法第 9 条第 1 項の本文の適用を除外することができるとされています。

これは、有識者で構成されました情報公開・個人情報保護審査会で実質的な審理手続きが行われていることから、審理員による審理手続きを行わなくとも、公正性の向上という制度の趣旨は、はたせるということから、情報公開条例に、行政不服審査法第 9 条第 1 項本文の適用をしない旨の規定を設けるものでございます。

第 5 項につきましては、不服申立てを審査請求に、不服申立てを受理した日を審査請求がされた日など、行政不服審査法の改正に伴います条文の整理をさせていただくものでございます。

第 6 項につきましても、新たに加えさせていただく項でございまして、審理の公正性及び透明性を確保するため、審査請求に係る事実の概要、原処分がされた理由等を記載した弁明書の写しを、審査会への諮問の際に添付することを著しております。

次に 4-8 ページをお願いいたします。

第 8 項につきましても、新たに加える項でございます。

公開決定等に対する第三者からの審査請求を却下・棄却する裁決と、審査請求に対する公開決定等を変更して当該審査請求に対する情報を公開する裁決で第三者の参加人が公開に反対している場合、第 15 条第 2 項の規定を準用して、公開決定の日と公開を決定する日を 14 日以上あけ、公開決定後直ちに、第三者に通知することを著しております。

4-9 ページから 4-12 ページまでは、宗像地区事務組合個人情報保護条例の新旧対照表でございます。

これまで宗像地区事務組合情報公開条例について、新旧対照表に基づきまして説明させていただきましたが、同様な改正でございますので、詳細の説明は省かせていただきます。

次に、4-13 ページをお願いいたします。

宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例の新旧対照表でございます。

これにつきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして、不服申立て制度が審査請求に一元化されたことに伴いまして、「その他の不服申立て」という規定を削除するものでございます。

以上、これをもちまして第 5 号議案 「行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」 の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第 5 号議案について採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 5 号議案は原案のとおり可決されました。

次に日程第 9 第 6 号議案「宗像地区事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第 6 号議案を説明させていただきます。

第 6 号議案「宗像地区事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について」上記の条例案を提出する。

平成 28 年 2 月 22 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由、情報公開制度及び個人情報保護制度について、行政不服審査法に基づく審理員手続きの適用除外とすることに伴い、審理請求に係る手続について、情報公開・個人情報保護審査会設置法に準じた手続きを定める必要が生じたため、条例案を提出するものである。

今回の行政不服審査法の改正に伴いまして、審査請求に係る処分に関わっていない職員が審理手続を行う審理員制度や、第三者機関である行政不服審査会が処分の適法性、妥当性などを調査審議する仕組みが新たに設けられております。

今回の条例制定につきましては、行政不服審査法の改正並びに情報公開制度及び個人情報保護制度に係る関連法律の改正の趣旨を踏まえ、不服申立制度の充実を図るため、主に審査会における審理手続きについての改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の 5-3 をお願ひいたします。

第 2 条 第 1 項、第 2 号につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、一元化によりまして、文言の修正を行うものでございます。

それと、現行の 3 条を、条文の追加によりまして、改正案では第 10 条として、第 2 条の次に、次の 7 条を加えるものでございます。

次に、第 3 条でございます。

審査会の調査権限というものでございます。

審査会の委員が見分し、迅速にして適切な判断を可能とする上で、必要となる行政文書または個人情報の提示等の要求権限、資料の提出要求権限等について定めております。

次に、第 1、第 3 号につきましては、審査会が実施機関に対して、資料の作成及び提出を要求する権限を有すること明確にあらわしております。

次に、第 4 号でございます。

4 号につきましては、審査会が不服申立て員等に対する意見書、または、資料の提出要求権限等を有することを明確にあらわしております。

第 4 条でございます。

第 4 条は、不服申立て人等の審査会における、口頭での意見陳述について定めております。

第 5 条でございます。

意見書の提出ということでございまして、不服申立て人等に意見書、または、資料の提出権を認めたものでございます。

第 6 条でございます。

委員による調査手続でございますが、行政文書、または、固有個人情報の提示や不服申立て人等からの意見聴取などについて、審査会の指名による委員による、

調査等ができると定めたものでございます。

第7条、提出資料の写しの送付等でございますが、原則として審査会に提出された資料等の写しを、当該資料等を出したもの以外の者へ送付することについて定めたものでございます。

第8条、調査審議手続の非公開。

審査会の調査審議手続について、原則として公開しないことを定めたものでございます。

第9条でございます。

答申書の送付でございます。

不服申立て人等が不服申立て人等の便宜を図るため、答申書の写しを送付すること。また、答申内容の公表について定めたものでございます。

第10条でございます。

早速でございます。

現行の第3条でございますが改正案で第3条から第9条まで、加えたことによりまして、繰り下げ屋内第10条とさせていただくものでございます。

これをもちまして第6号議案 「宗像地区事務組合情報公開個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」に係る説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですのでこれをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

御意見ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして討論を終結いたします。

これより、第6号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に日程第10 第7号議案 「宗像地区事務組合行政手続条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

はい。

それでは第7号議案を説明させていただきます。

第7号議案「宗像地区事務組合、行政手続条例の一部を改正する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。

平成28年2月22日、宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由、行政手続法の一部改正に伴う行政指導の中止等を求める。

中止等の求め及び処分等の求めに関する規定の制定並びに行政不服審査法の施行に伴う所要の整備を行うため、宗像地区事務組合、行政手続条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである、今回の改正につきましては、行政指導や処分に関する新たな手続を整備する。

行政手続法の一部改正に伴い、地方公共団体の機関が行う行政指導や条例、規則に基づく処分については、行政手続法の適用がないことから、今回の法改正に合わせまして、宗像地区事務組合、行政手続条例も、同じ趣旨のもと改正させていただくものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたしたいと、6-3をお願いいたします。

目次につきましては後ほど説明させていただきます。

条文の追加により、変更させていただくものでございます。

第3条の適用除外でございます。

今回目次で著しておりますとおり、現行の「第4章」を「第4章と第4章の2」に変更するものでございます。第5号の「名あて人」、第6号の「かかわる」につきましては表記の改正でございます。

次に、第19条をお願いいたします。6の4をお願いいたします。聴聞の主宰でございます。第2項第4号につきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして、現行の「ことのある」を削除させていただくものでございます。次に第33条行政指導の方式でございます。第2項を加えるもので、今回の改正では、行政指導を行う際に、許認可等をする権利権、または許認可等に基づく処分をする権限行使することができる旨を示すときは、その相手方に示さなければならないという内容を新たに追加するものでございまして、示すべき項目を表したものでございます。第34条の2、行政指導の中止等の求め、法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた相手方が、その行政指導が法令に規定する要件に適合しないと思うときは、その行政指導した組合の機関に対し、第2項に掲げる事項を記載した申出書を提出してその中止を求めることができることを、定めたものでございます。

次に、6の5ページでございます。第34条の3でございます。法令に違反する事実がある場合に、だれでも、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思うときは、その処分または、行政指導する権限を有する組合長に対し第2項に掲げる事項を記載した申出書を提出して、その処分または行政指導すること求めができるることを定めたものでございます。以上、これをもちまして、第7号議案、宗像地区事務組合、行政手続条例の一部を改正する条例につきましての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないですのでこれをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより、第7号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、原案のとおり、第7号議案は可決されました。

日程第11 第8号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

はい。

それでは第8号議案を説明させていただきます。

第8号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。

平成28年2月22日、宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由、平成 27 年の人事院の給与改定に関する勧告により一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、本組合においても、職員の給料、勤勉手当等を改正するため、宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。今回の条例改正是つきましては、平成 27 年の公務員の給与を引き上げる改正に伴うものでございまして、一般職の月給を平均 0.36%、金額にして、1,469 円の引き上げ、ボーナスの期末勤勉 0.1 カ月分を増やして、年間 4.2 カ月分とするものでございます。

また、平成 27 年 4 月 1 日までさかのぼって支給するという形になっております。

続きまして、新旧対照表でございますが、7-9 から 7-23 まで掲げておりますが、少し煩雑でございますので、本日、配付させていただきました、議案第 8 号の資料に基づきまして、A4 1 枚の紙に基づきまして説明をさせていただきます。

1 番上に掲げていますが、期末手当でございます。

期末手当につきまして改正はございません。

上から 2 番目の勤勉手当でございます。

今回の改正に伴いまして、変わるものでございますが、例えば一般職に対して、説明させていただきます。

勤勉手当の一般職員の行でございます。

現行は、6 月、12 月 100 分の 75 という形でございますが、今回の改正に伴いまして、6 月、12 月が改正案では 100 分の 80 という形になるものでございます。

したがいまして、年間計といたしまして、現行の 150 から改正案では 160 という形になるものでございます。

1 番上に掲げております期末手当の 100 分の 260 と 100 分の今回の勤勉手当の 160 を加えたところ、合計額は 3 段目にあらわしております一般職員のところでございますが、100 分の 410 から 100 分の 420 と変更となるものでございます。

今回の支給につきましては、勤勉手当が 100 分の 160 に改正されるということでございまして、既に 6 月、12 月では 100 分の 75 支給しております、その 2 回で 150 となりますので、2 行目の 1 番右側に掲げておりますが、28 年 3 月支給分ということであらわしておりますが、年間 160 になりますが、支給済みとしては、150 は支給しておりますので差額の 100 分の 10 が今回差額として支給されるというものでございます。

概要でございまして、一般職については先ほど申し上げましたより平均 0.36% の引きがなされるということで、別表に改正させていただくものとなっております。

7 の 21 ページをお願いいたします。

第 1 条 趣旨でございます。

今回、地方公務員法の改正に伴いまして、第 24 条第 2 項が削除されたことに伴いまして、引用条文の引用条項の項ずれが発生するため、現行の第 24 条第 6 項、改正案では第 24 条第 5 項に改めさせていただくものでございます。

第 22 条の 3 期末手当でございます。

現行の行政不服審査法第 14 条、または第 45 条、改正案では、行政不服審査法第 18 条第 1 項本文に改めさせていただくものでございます。

今回の改正につきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして引用条文等が変わることに改正を行わせていただくものでございます。

これをもちまして、第 8 号議案 「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」 の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第 8 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 8 号議案は原案のとおり可決されました。

次に日程第 12 第 9 号議案 「宗像地区事務組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは第 9 号議案を説明させていただきます。

第 9 号議案 「宗像地区事務組合、職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 22 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由、学校教育法の一部改正により、現行の小中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一環として行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定されることなどに伴い、宗像地区事務組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例が必要が生じたので、条例案を提出するものである。

それでは新旧対照表によって説明させていただきますので 8-2 をお願ひいたします。

第1条 趣旨でございます。

これは先ほど説明させていただきました。

地方公務員法の改正に伴いまして、引用条項の項ぞれの関係で改正させていただくものでございます。

第9条でございます。

育児または介護を行う職員の早出遅出勤務でございます。

これは、先ほど提案理由では述べさせていただきましたが、学校教育法の改正に伴いまして、新たな学校の種類が制度化されたことに伴いまして改正するもので、改正案では小学校の後に、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部を追加させていただくものでございます。

附則でございます。

附則の第1条については、平成28年4月1日から施行させていただくものでございます。

第2条につきましては、施行日前においても、規則の定めるところに請求ができるという形であらわしております。

これをもちまして第9号議案「宗像地区事務組合、職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

御意見ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして討論を終結いたします。

これより第9号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 9 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 第 10 号議案「宗像地区事務組合、職員の退職管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは第 10 号議案を説明させていただきます。

第 10 号議案「宗像地区事務組合職員の退職管理に関する条例の制定について」

上記の条例案を次のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 22 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由、地方公務員法第 38 条の 2 第 8 項、第 38 条の 6 第 2 項及び第 65 条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定める必要があるので、条例案を提出するものである。

今回の条例制定につきましては、地方公務員法の改正に伴いまして、営利企業等に再就職した元職員による離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを禁止するなど、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、退職管理に関する規定が新たに設けられたことによりまして、条例を制定させていただくものでございます。

第 1 条でございます。

主旨をあらわしております。

第 2 条、再就職者による依頼等の規制ということで営利企業等に再就職した元職員のうち離職した日の 5 年前の日により國の部長、課長職、相当職についていたものは、当該職についていたときには在職していた現役職員に対して、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、またはしないように要求し、依頼をすることを禁止したものでございます。

第 3 条でございます。

任命権者への届け出でございます。

本条は、管理または監督の地位にある職員であったものは、離職後 2 年間、営利企業以外の法人、その他の団体の地位についていた場合などにおいて、再就職情報を届け出なければならないというものを定めたものでございます。

第 4 条は任命権者による報告及び公表でございます。

第 5 条では、過料を定めております。

附則で施行日を 28 年 4 月 1 日と定めたものでございます。

以上、これをもちまして、第 10 号議案 「宗像地区事務組合退職管理に関する条例

について」の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論終結いたします。

これより、第 10 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 第 11 号議案「宗像地区事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第 11 号議案を説明させていただきます。

第 11 号議案「宗像地区事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」

上記の条例案を次のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 22 日、宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由、地方公務員法第 58 条の 2 の、規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定める必要があるので、条例案を提出するものである。

今回の条例制定につきましては公務員の人事行政の根本基準を定めました。

地方公務員法 第 58 条の 2 の規定に基づき制定を行うものでございまして、職員の給与は職員数、勤務条件など、市民の皆様に公表することにより、人事行政運営の公正性と透明性を高めることを目的としたものでございます。

第 1 条でございます。

第 1 条、これは趣旨をあらわしております。

第 2 条でございます。

任命権者でございまして、毎年 12 月末までに、運営状況について、組合長に対し、報告をしなければならないとするものでございます。

第 3 条任命権者の報告事項ということで、第 1 号から次のページ、10 の 2 の第 11 号までを報告事項として定めるものでございます。

第 4 条でございます。

第 4 条は、公平委員会の報告でございます。

第 5 条で定めます事項について、公平委員会は、組合長に対しまして、毎年 9 月末までに業務報告をしなければならないというものでございます。

第 6 条、公表の時期あらわしております、毎年 3 月末までに公表しなければならないというものでございます。

第 7 条におきましては、公表の方法という形で、掲示板への掲示、広報誌に掲載、ホームページで掲載という三つの公表の方法を掲げております。

附則でございますが、公布の日から施行することあらわしております。

これをもちまして、第 11 号議案 宗像地区事務組合一般人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより、第 11 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 第 12 号議案「宗像地区事務組合事務局設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第 12 号議案を説明させていただきます。

第 12 号議案「宗像地区事務組合事務局設置条例の一部を改正する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 22 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由、北九州市への水道事業包括業務委託に伴う機構改革の実施及び行政不服審査法の施行に伴う条例の整備をする必要があるので条例案を提出するものである。

今回の条例改正につきましては、本日配付の議案資料第 12 号の資料を参考にしていただければと思います。

それでは、11 の 2 の新旧対照表をお願いいたします。

第 3 条でございます。

課の設置でございます。

現行では、総務課と施設課というふうに掲げておりますが、改正案では、総務課と経営施設課に改めさせていただくものでございます。

第 4 条につきましては、分掌事務ということで、施設課を経営施設課に改めさせていただくものでございます。

以上、これをもちまして、12 号議案「宗像地区事務組合事務局設置条例の一部を改正する条例について」の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。御意見ございませんか

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより、第 12 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 第 13 号議案「宗像地区事務組合水道事業運営審議会条例の一部を改正す

る条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

はい。

それでは第 13 号議案を説明させていただきます。

第 13 号議案「宗像地区事務組合水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例について」上記の条例を次のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 22 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由、北九州市への水道事業包括委託に伴い、機構改革を実施するため、宗像地区事務組合水道事業運営審議会条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

新旧対照表に沿って説明させていただきます。

第 7 条の庶務でございますが、先ほどの第 12 号議案で御説明させていただきました通り、営業課を経営施設課に改めるという形になることから、今回、所管課の名称が変更になるものでございます。

以上、これをもちまして第 13 号議案宗像地区事務組合水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより、第 13 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 17 第 14 号議案「宗像地区事務組合水道給水条例及び宗像地区事務組

合簡易水道給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第 14 号議案を説明させていただきます。

第 14 号議案「宗像地区事務組合水道給水条例及び宗像地区事務組合簡易水道給水条例の一部を改正する条例について」

平成 28 年 2 月 22 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由、共同住宅に係る水道利用加入金の算出方法をより明確にするとともに、北九州市への水道事業包括委託により、同市の水道メーターを設置することとしたことに伴い、宗像地区事務組合水道給水条例及び宗像地区事務組合簡易水道給水条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

それでは新旧対照表に沿って説明させていただきます。

13 の 4 ページをお願いいたします。

第 8 条水道事業加入金でございます。

第 2 項を追加させていただくものでございます。

共同住宅に係る水道利用加入金につきましては、共同住宅の戸数及び口径に応じて徴収し、また、口径増大を行う場合については共同住宅の戸数及び口径で積算し、その差額を徴収することをあらわしたものでございます。

現在、水道利用加入金の徴収につきましては、共同住宅の給水及び各戸検針・料金徴収に関する実施規定などにより、今回の改正に沿った形で徴収をさせていただいておりますが、今回の改正で算出方法を明確にし、文章であらわすものでございます。

次に、第 28 条、料金でございます。

13 の 5 でございます。

現行の水道メーター使用料を改正案では、水道メーター料に改めさせていただくものでございます。

これは、現在、事務組合がメーターを購入しまして、そのメーターを水道利用者が使用され、その対価として水道メーター使用料として料金を徴収させていただいております。

28 年 4 月からは、水道事業包括委託に伴いまして、北九州市が購入する水道メーターを水道利用者に貸し付けることになりますことから、水道メーター使用料を賃借料として、水道メーター料に変更させていただくものでございます。

次に、13 の 6 から 13 の 7 ページに、宗像地区事務組合簡易水道給水条例にかかります新旧対照表を掲げておりますが、水道の給水条例と同様でございますので、説明は省かせていただきます。

戻っていただきまして、13の3ページをお願いいたします。

附則でございます。

施行日でございますが、28年4月1日とするものでございます。

2が、経過措置をあらわしておりまして、水道メーター料として徴収するのは、平成28年4月1日以後に新たに設置したか、または、交換した水道メーターとすることを定めまして、4月1日以前に設置されていた水道メーターについては、引き続き、水道メーター使用料として徴収することも、経過措置として定めたものでございます。

これをもちまして、第14号議案「宗像地区事務組合水道給水条例及び宗像地区事務組合簡易水道給水条例の一部を改正する条例」の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして討論を終結いたします。

これより、第14号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18 第15号議案「宗像地区事務組合議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めてます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは第15号議案を説明させていただきます。

第15号議案「宗像地区事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 22 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、宗像地区事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害、補償等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

今回の条例改正につきましては、労働者災害補償保険法による年金たる保険給付労災年金と同一の理由により、厚生年金法保健法による年金たる給付が支給される場合に、労災年金に乘じる調整率が変更となったことに伴いまして、地方公務員災害補償法施行令が改正されたことにより、条例改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正、二つ目が、警察官、消防吏員等特殊公務災害加算部分の調整率の改正、三つ目が、休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正となっております。

経過措置といたしましては、施行日前に支給される傷病年金及び休業補償については、改正前の例によると定めております。

施行日は平成 28 年 4 月 1 日とするものでございます。

詳細については省かせていただきます。

これをもちまして、第 15 号議案「宗像地区事務組合議会の議員その他、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして討論を終結いたします。

これより、第 15 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 19 第 16 号議案「宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条

例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、第 16 号議案を説明させていただきます。

第 16 号議案「宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 22 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

提案理由、対象火気設備等の位置構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

主な改正内容でございます。

一つ目は、ガスグリドル付きこんろの別表第 3 への追加、二つ目は電気入力が 5.8 キロ以下である、いわゆる IH クッキングヒータの別表第 3 への追加。

三つ目は、別表第 3 でございますが、機器を統合させていただくものでございます。

新旧対照で説明をさせていただきますが、やはりこれも同様に煩雑でございますので、本日配付の A 3 の議案第 16 号資料に基づきまして、説明させていただきたいと思います。

A 3 の様式に表したのが改正概要でございます。

上段の厨房機器でございます。

今回、ガスこんろの下部に、放射熱で調理する機器、いわゆる魚焼き器でございますが、それをガスグリルといいますが、それではなく、今回は直火で加熱したプレートで調理する機器のガスグリドルを備えた機器が市場に流通することになったことに伴いまして、別表 3 にガスグリドル付きこんろとして、追加させていただくものでございます。

下の段の表でございます。

種類の区分の縦の 1 行目でございますが、現行では「電気こんろ、電子レンジ、電磁誘導加熱式調理器」を、改正案では、「電気調理用機器」に改めさせていただくもので、離隔距離については、機器の種別にかかわらず、こんろの発熱体の種類に応じて規定していることから、電気調理機器という形に統合させていただくものでございます。

左から 6 行目でございますが、入力値が 5.8KW 以下である電磁誘導加熱式調理機器の普及に伴い、機器の追加、離隔距離について別表 3 に追加させていただくものでございます。いわゆる IH クッキングヒータの火力が大きくなったことに伴いまして、離隔距離の追加をさせていただくものでございます。

以上、これをもちまして、第 16 号議案「宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより、第 16 号議案について、採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、2 時 15 分といたします。

《休憩》

○吉田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、日程第 21 第 17 号議案 「平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算第 4 号について」 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

はい、第 17 号議案を説明させていただきます。

議案の 16 ページをお願いいたします。

第 17 号議案 「平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算第 4 号について」

平成 27 年度 宗像地区事務組合一般会計補正予算 4 号を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 22 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

次のページをお開きください。

補正予算書でございます。

補正、歳入歳出予算の補正、第 1 条でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,195万8,000円を減額し歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 16億3,191万3,000円とするものでございます。補正の内容につきまして説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

消防事業の起債に関して、契約額の確定や事業計画の変更などに伴い、起債限度額の合計額8,120万円を7,120万円に減額するものでございます。

減額の内訳を説明させていただきます。

化学消防ポンプ自動車更新事業に関して一般単独事業債は3,080万円を2,660万円に、施設整備事業債については1,700万円を1,470万円にそれぞれ減額しております。

通信指令業務共同運用システム工事に関する緊急防災減災事業債については、福岡市で実施された入札が不調にあったことに伴い、事業計画に変更が生じたため、140万円の起債の借り入れを見送っております。

消防救急デジタル無線接続工事に関する緊急防災減災事業債につきましては3,200万円を2,990万円に減額しております。

次に、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 1節 財政調整基金繰入金でございますが、補正前の額1,167万8,000円に対し、195万8,000円を減額し972万円とするものでございます。

これは急患センター事業特別会計において、当センターの空調機器更新工事を実施するため、基金を繰り入れたものでございますが、入札による執行残が生じたことにより、減額させていただくものでございます。

7款 組合費でございます。

1項 1目 1節 消防債は、補正前の額8,120万円に対しまして1,000万円を減額し7,120万円とするものでございます。

減額の理由につきましては、先ほど地方債補正で説明させていただいたとおりでございます。

次に、歳出の方でございます。

11、12ページをお願いいたします。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費につきましては、補正前の額2,504万7,000円に対し、191万3,000円を減額し、2,313万4,000円とするものでございます。

減額の理由につきましては、13節 委託料につきましては、システム保守等委託料の確定によりまして、執行残の整理を行ったものでございます。

3 款 衛生費、1 項 保健衛生費、1 目 保健衛生総務費は補正前の額 1,526 万 1,000 円に対し、181 万 4,000 円を減額し、1,344 万 7,000 円とするものでございます。

減額の理由につきましては、28 節 繰出金の急患センターの空調機更新工事の入札による執行残 195 万 8,000 円を減額するものでございます。

次に、専用水道、簡易専用水道事業に関する人件費でございます。

14 万 4,000 円を増額補正させていただくものでございますが、平成 27 年の人事院給与の改定に関する勧告にあわせまして、給料勤勉手当等を改正するものでございます。

次に 3 款 衛生費、2 項 清掃費、1 目 し尿処理場費は、補正前の額 1 億 4,966 万円に対しまして、593 万 2,000 円を減額し、1 億 4,372 万 8,000 円とするものでございます。

補正の内訳でございますが、職員人件費 3 万 6,000 円の増額補正でございます。

これにつきましては、先ほどと同様、27 年の人事院の給与改定に関するものでございます。

13 ページ 14 ページをお願いいたします。

14 ページの説明欄になりますが、13 節 委託料につきましては、し尿処理施設管理委託料の確定に伴いまして、執行残の整理のほか、脱水汚泥処分量の減少に伴う不用額としまして 596 万 8,000 円の減額を行うものでございます。

次に、4 款 消防費、1 項 消防費、1 目 常備消防費につきましては、補正前の額、13 億 7,775 万 9,000 に対しまして 138 万円を減額し、13 億 7,637 万 9,000 円とするものでございます。

補正の説明させていただきます。

職員の人件費 472 万 3000 円の増額につきましては、先ほどの説明のとおり、給与改定に伴うものでございます。

詳細につきましては説明欄、9 ページ、20 ページに給与費明細を掲げております。

次に、15 ページ 16 ページをお願いいたします。

その他、主な補正でございますが、11 節 消防車両、維持管理事業、化学消防ポンプ自動車や署活動用無線機の購入に係る 18 節 備品購入費の執行残の整理に伴いまして、400 万 2,000 円の減額を行っております。

17 ページ、18 ページをお願いいたします。

5 款 公債費、1 項 公債費、2 目 利子につきましては、補正前の額 476 万 1,000 円に対し、337 万 5,000 円を減額し 138 万 6,000 円とするものでございます。

これは、平成 26 年度借り入れの消防債に対します利子額の確定に伴い、不用額が生じたためのものでございます。

6 款 予備費、1 項 1 目 予備費は、補正前の額 1,921 万 8,000 円に対し 245 万 6,000 円を増額し、2,167 万 4,000 円とするものでございます。

以上、これをもちまして、第 17 号議案「平成 27 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算第 4 号」の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして、討論を終結いたします。

これより、第 17 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 21 第 18 号議案「平成 27 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算第 2 号について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

はい、第 18 号議案を説明させていただきます。

第 18 号議案 「平成 27 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算第 2 号について」

平成 27 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算第 2 号を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 22 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

次をお聞きください。

歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,094 万 5,000 円を減額し、総額 2 億 7,847 万 7,000 円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書 7 ページ 8 ページで説明させていただきます。

歳入でございます。

1 款 診療収入、1 項 診療収入、1 目 外来収入でございますが、補正前の額、1 億 9,594 万 9,000 円に対しまして、898 万 7,000 円を減額し、1 億 8696 万 2,000 円とするものでございます。

これは、急患センターの受診者数が見込みより大幅に少なかつたことによります。

利用者の見込みといたしましては、過去 5 年間の平均 1 万 8,000 人を見込んでおりましたが、現在、3 月までの受診者数は見込みでございますが、1 万 7,000 人を下回るということ予測しておるものですから、今回補正をさせていただくものでございます。

次に、3 款 繰入金でございます。

1 項 一般会計繰入金、1 目 1 節 一般会計繰入金ですが、補正前の額 1,167 万 8,000 円に対し、195 万 8,000 円を減額し 972 万円とするものです。

これは、急患センター空調機器更新時工事を実施するに当たり、基金を受け入れたものでございますが、入札による執行残が生じたことにより、基金の受け入れ額を減額したことによるものでございます。

次に歳出の説明に入ります。

9 ページ 10 ページをお願いいたします。

1 款、急患センター運営費でございます。

1 項 管理運営費、1 目 管理及び運営費につきましては、補正前の額、2 億 4,763 万 5,000 円に対し、171 万 3,000 円を減額し、2 億 4,592 万 2,000 円とするものでございます。

これは、空調機器の更新工事に係る 15 節工事経費について、入札による執行残が生じたことによるものでございます。

3 款でございます。

予備費、1 項 1 目 予備費は、補正前の額、2,738 万 5,000 円に対しまして 923 万 2,000 円を減額し 1,815 万 3,000 円とするものでございます。

以上で第 18 号議案「宗像地区事務組合急患センター事業特別会計補正予算第 2 号」の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。御意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより、第 18 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんとの起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 22 第 19 号議案 「平成 27 年度宗像地区事務組合、大島簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

それでは第 19 号議案について説明させていただきます。

第 19 号議案 「平成 27 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号について」

平成 27 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 22 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

次のページをお願いいたします。

第 1 条でございます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,600 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 744 万 3,000 円とするものでございます。

第 2 条につきましては、債務負担行為の補正をさせていただくものでございます。

3 ページをお願いいたします。

債務負担行為についてあらわしております。

平成 28 年 4 月から北九州市への水道事業包括委託に関しまして、債務負担行為の補正をさせていただくものでございます。

次項でございますが、水道事業包括業務委託といたしまして、期間は平成 27 年度から 28 年度まで、限度額 1,596 万 7,000 円とするもので、平成 28 年 4 月 1 日からの包括業務委託実施のために、本年において契約を行うものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

7 ページ 8 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目 簡易水道事業補助金については、国庫補助事業の確定により、952万 5,000 円を減額し、7,268 万 1,000 円としております。

次に、4 款 1 項 1 目 宗像市繰入金につきましては、事業費の減額に伴う、収支額調整のため、2,157 万 5,000 円を減額し、7,795 万 9,000 円としております。

次に 7 款でございます。

7 款 1 項 1 目 水道事業債につきましては、国庫補助事業の確定により、490 万円を減額し 3,630 万円としております。

次に、歳出の方に移らせていただきます。

9 ページ 10 ページをお願いいたします。

2 款、1 項 1 目でございます。

簡易水道事業費につきましては、15 節 工事請負費 3,600 万円を減額し、1 億 7,533 万 8,000 円といたしております。

これは事業費に各事業費の確定により減額を行わせていただくものでございます。

これをもちまして、第 19 号議案「平成 27 年度宗像地区事務組合、大島簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号」の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

米山議員。

○米山議員

債務負担行為ですよね。

今回 28 年度予算で予算案が提出されているのですが、28 年度にまたがって、なぜここで 27 年度の補正を債務負担行為で計上されなければならないのですか。

その理由を説明願いたいのですが。

○吉田議長

花田事務局長。

○花田事務局長

包括委託でございますが、平成 28 年 4 月ということで、新年度当初から包括委託を始めるわけでございますが、やはり 4 月 1 日に契約等ができませんので、年度中に北九州と包括委託をさせていただくということでございますので、それに担保するものとして債務負担行為を計上させていただいております。

以上でございます。

○吉田議長

米山議員。

○米山議員

28年4月1日で契約ができないという理由は何ですか。

○吉田議長

永尾参事。

○永尾参事

北九州市の方が第三者に委託するために、大元の委託の契約等を実施していかなければ、次の委託者との契約ができないということが主な理由でして、昨年27年10月に、代替執行の規約の議決をいただいておりますので、それに伴って、管理執行に関する確認書等の代替執行のさらにちょっと細かく決めた確認書等を協議しているところなのですけども、それとあわせまして、先日、全員協議会で御説明いたしました実施細則と、あとは第三者委託の委託契約書の内容を御説明しておりますが、今そちらの方も準備しております。

それにつきましても先日、3月の初めをめどに契約させていただきたいという旨の御報告をしておりました。

それについては先ほど申しましたように、大元の契約、北九州市とうちとの契約が締結されなければ、下におろす業務もすでに準備には入っておりますけども、実態としてそれがなければ動きがとれないということでしたので、そういうふうにお願いをしているということで債務負担行為をお願いしております。

○吉田議長

米山議員。

○米山議員

よくわからないのですけど、債務負担行為を認めるということは、もう28年度の予算を承認したことになりますか。

28年度予算の審議が無意味だと私は思うのですよね。27年度の補正予算で、ここで債務負担行為をあげるということ。その辺の御理解はどうなのでしょうか。

○吉田議長

執行部債務負担行為の解釈を説明いただきたい。
永尾参事。

○永尾参事

あくまでも限度額の設定としての議決にいただいて、あと内容については、おっしゃいますように、28年度予算の中で協議をいただきたいと思っております。

○吉田議長

ほかに。
(なしの声)
ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。御意見ございませんか。
(なしの声)
これをもちまして討論を終結いたします。
これより、第19号議案について採決を行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。
(多数起立)
賛成多数であります。
よって、第19号議案は可決されました。

日程第23 第20号議案「平成27年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算第2号について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○花田事務局長

第20号議案について説明させていただきます。
第20号議案「平成27年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算第2号について」

平成27年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算第2号を別紙のとおり提出する。

平成28年2月22日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

1ページめくっていただきまして、第1条でございます。

歳入歳出の予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ680万5,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の補正を行うものでございます。

それでは 3 ページをお願いいたします。

北九州市への水道事業包括業務委託につきまして、補正を行うものでございまして、水道事業包括委託としまして、期間は平成 27 年度から平成 28 年度まで、限度額 456 万 2,000 円とするもので、平成 28 年 4 月 1 日からの包括業務委託実施のため、本年度に契約を行うものでございます。

事項明細書に基づきまして、歳入から説明させていただきます。

7 ページ 8 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目 使用料については、水道使用量が、当初見込みより少なくなったことから、1 節 簡易水道使用料、現年分を 14 万円減額し、145 万 8,000 円としております。

3 款 繰入金については、歳出額の増等により、収支額調整のため 106 万円を増額し、533 万 9,000 円としております。

次に、歳出でございますが、9 ページ 10 ページをお願いいたします。

1 款 総務費、1 項 1 目 簡易水道管理費については、11 節 需用費が、漏水発生件数が増加したことに伴い、修繕費用 49 万 1,000 円増額し、13 節 委託料は漏水カ所の調査を行うため、42 万 9,000 円を増額補正させていただくものでございます。

これをもちまして「平成 27 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号」の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

これをもちまして討論を終結いたします。

これより第 20 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 24 第 21 号議案「平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算第 4 号について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花田事務局長。

○花田事務局長

はい。

それでは、第 21 号議案について説明させていただきます。

第 21 号議案「平成 27 年度 宗像地区事務組合水道事業会計補正予算第 4 号」について。

平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算第 4 号を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 22 日 宗像地区事務組合 組合長 小山達生。

1 ページをお願いします。

第 2 条につきましては、予算第 3 条に定めた、収益的収入の第 1 款、水道事業収益を 2,453 万 2,000 円増額補正し、32 億 9,111 万円としております。

また、収益的支出の第 1 款、水道事業費用を 2,038 万 9,000 円減額し、28 億 2,045 万 9,000 円としております。

第 3 条は、同じく予算、第 4 条に定めた資本的収入の第 1 款、資本的収入 4 億 2,368 万円を減額し、8 億 5,064 万 7,000 円としております。

資本的支出の第 1 款、資本的支出 2 億 7,836 万 2,000 円を減額し 20 億 2,203 万 5,000 円としております。

第 4 条では債務負担行為について定めております。

北九州市への水道事業包括業務委託について債務負担行為の補正を行うものでございます。

水道事業包括委託としまして、期間は平成 27 年から 28 年度までとし、限度額 9 億 6,016 万 7,000 円とするものでございます。

平成 28 年 4 月 1 日からの包括業務委託実施のために、本年度において契約を行うものでございます。

第 5 条では予算第 9 条で定めました職員給与費の 160 万円減額し、5,652 万 2,000 円とさせていただくものでございます。

補正の内容につきましては、8 ページ 9 ページをお願いいたします。

事項別明細書 8 ページ 9 ページでございます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入の部、1 款 2 項 営業外収益 3 款、3 目 加入金は、水道利用加入の件数が当初の見込み件数に比べて、多くなり 2,453 万 2,000 円を増額補正し 1 億 7,661 万 8,000 円としております。

特に、今年の日蒔野地区の増加によるものが主な原因だと思われます。

支出の部でございます。

1 款 1 項 営業費用、1 目 源水及び浄水費は、入札執行残により、委託料を 3,063

万 9,000 円減額し、7 億 9,902 万 4,000 円とするものでございます。

4 目 総係費は、人事院勧告による職給与改定及び再任用職員の採用減等により、給料、手当をそれぞれ 20 万円と 140 万円減額するものでございます。

2 項、営業外費用、3 項消費税は、収入支出構成の変動に伴い、1,185 万円を増額し、1,283 万円としております。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入の部、1 款 1 項 企業債、1 目 建設改良費等の財源に当たるための企業債は、国庫補助事業費が減額となり、借入額が減額確定したため、1 億 4,750 万円を減額し、2 億 4,790 万円としております。

3 項 補助金でございます。

1 目 国庫補助金は広域化促進事業等補助事業の交付金が確定したため、1 億 3,808 万円を減額し 3 億 463 万 6,000 円としております。

4 項 出資金 1 目 出資金は、広域化促進事業費等補助事業の縮小により 1 億 3,810 万円を減額し 2 億 2,245 万 1,000 円としております。

支出の部 1 課 1 項 改良費につきましては、4 目 上水施設費は、入札執行残により、工事費 1,441 万 2,000 円を減額しております。

6 目 配水施設費は、広域化促進事業等補助事業の交付金が確定したことによりまして、工事請負費 2 億 3,813 万円を減額しております。

8 目 事務費は、補助事業縮小による設計委託費の減少により、委託料 2,582 万円を減額しております。

以上、これをもちまして、第 21 号議案「平成 27 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算第 4 号」の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○吉田議長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

米山議員。

○米山議員

私、納得いかない事がありまして。こういう新年度予算に計上される予算が、既に 27 年度の債務負担行為として計上できるのか。私もちょっと調べてみようと思ったのですが、法令的な根拠を説明していただきたい。こういう提案の仕方ができるという。

○吉田議長

執行部、どうぞ。

○中山係長

係長の中山でございます。

まず債務負担行為ですけれども、将来的に経費を負担することを定めるといいますか、今回先ほど説明しましたように、27年度中に北九州市と事前に契約をして、まず、事前準備を整えながら4月1日に業務を実施するということを目的として債務負担行為を計上しております。

議員がおっしゃられましたように、28年度予算審議前に、こういったことができるのかということでございますけれども、債務負担の上限額のみを設定させていただいて、事前に契約行為ができるようにということ目的としております。

ですので、28年度、新年度予算のときに改めて、実際に4月1日以降執行する包括委託料の金額を御提示させていただきまして、そこで十分に御審議いただきまして、仮にその予算が万が一認められないということになれば、連動して債務負担行為も、不要になるという形になりますので、将来的な予算の負担のみを提示するには前年度の27年度でしか計上ができないという形になっております。

○吉田議長

米山議員。

○米山議員

それは分かるのですよ。

それは私も詳しく調べ精査してみなければ納得いかないのですが、予算の提案の制限っていうのが、地方自治法上あったと思うのですよね。

だけど、これは債務負担行為で提案されるのはいいのですが、その法的な根拠で問題ないというところを説明してくださいということを私は言っているのですよ。

○吉田議長

すぐにわかりますか。

はい、末吉議員。

○末吉議員

米山議員は難しいことを聞いてないと思うのですよね。

私どもの12月議会等でリース契約を債務負担行為であげますよね。

それは、4月1日前27年度中に、例えばリース契約をするので、契約することは予算が伴わないと、保証がないと契約行為できないじゃないですか、そういうものとして27

年度 4 月前に契約するので、債務負担行為を計上しておりますという説明ではだめなのですかね。

そのように理解すると、分かりますよね。

○吉田議長

それは、執行部が答えますので。

○安部次長

今おっしゃったとおりでございます。

予算は、当該年度に議決いただくわけですけども、その前に契約するということは、予算の担保といいますか、議会のほうで担保していただくような形で、そういう債務負担行為というのがありますし、限度額も、その中で幾らまでという一応限度額という形で、負担行為の補正をさせていただく訳でございます。

米山議員ご質問の根拠法というのが、何法の何条というのが手元にございませんでしたもので、お答えがその分すぐにできかねますが、内容としましては、そういうことでございます。

○吉田議長

安部次長。

○安部次長

はい、今準備できました。

地方自治法のですね、第 214 条 債務負担行為という規定がございます。

読み上げさせていただきます。

歳出予算の金額、継続費の総額、または繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないということでございます。

一応根拠法は、そういった規定に基づくところでございます。

○吉田議長

いいですか。

○米山議員

はい。

○吉田議長

ほかに。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして討論を終結いたします。

これより第 21 号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。

皆さんにお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決定いたしました。

明日、午前 10 時から会議を再開いたします。

本日の会議を終わります。

閉会 14時55分